

2025

株式会社シノケン少額短期保険の現状

ディスクロージャー誌

2024.4.1～2025.3.31



株式会社シノケン少額短期保険

目次

ごあいさつ

シノケングループの概要

① 当社の概況および組織

経営理念	5
会社の特色	5
会社の沿革	5
経営の組織	6
株式の状況	7
役員の状況	7

② 主要な業務の内容

取扱商品	8
保険の募集	12
再保険の状況	13
保険金のお支払	13
支払時情報交換制度	16

③ 主要な業務に関する事項

2024年度における業務の概況	16
直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	18
直近の2事業年度における業務の状況	19
責任準備金の残高の内訳	23

④ 運営に関する事項

リスク管理の体制	24
法令遵守の体制	24
個人情報の取扱いについて	26
反社会的勢力に対する基本方針	27
お客さま本位の業務運営に係る基本方針	27
マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止のための基本方針	32
お客さま相談窓口	33
指定紛争解決機関	33

⑤ 財産の状況

計算書類	34
保険金等の支払能力の充実の状況	39
時価情報等	39

ごあいさつ

皆さま方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2024年度は、8月に発生した台風10号による豪雨災害により、多くの地域が被災し、東海道新幹線が過去最長の3日連続の計画運休を余儀なくされるなど、一昨年に引き続き自然災害が多発いたしました。これらの自然災害で被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。今後も、異常気象を要因とした自然災害の発生は続くと予測されます。万一の際の安心を提供する少額短期保険業者として、当社は迅速に保険金をお支払いし、ご契約者ならびに関係各所の皆様に信頼されるよう一層努力してまいります。

さて、2024年度の国内経済は、訪日外国人数が2024年の春以降、コロナ禍前の2019年を超えて過去最高の水準に達するなど、インバウンド需要に力強い回復の動きがみられました。また、3月にマイナス金利が終了し、7月に日経平均株価は史上最高値を更新するなど、国内経済は回復基調を維持しつつも、実質賃金の回復の遅れなどにより、一部停滞感もありました。

一方で、国際的にはウクライナ情勢やイスラエル・パレスチナ情勢の長期化、追加関税や報復関税による貿易摩擦などが、世界経済の不安定要因となっています。また、4月に台湾で発生した大地震や、9月にベトナムや米国に台風やハリケーンが上陸するなど、多くの自然災害が世界各地で発生しています。その結果、保険業界にとっては、再保険料の高騰が、引き続き大きな懸念材料の1つとなっています。

このような状況下、当社はシノケングループの投資用アパート、マンションの堅調な販売に支えられ、保険料収入は前期比5.2%増の762,802千円となり、17期連続の増収を達成することができました。その結果、最終損益は43,213千円の黒字となりました。

また、当社は、2025年3月に株式会社シノケングループの100%子会社となり、2025年4月には商号を「ジック少額短期保険株式会社」から「株式会社シノケン少額短期保険」へ変更いたしました。当社は、引き続きシノケングループとのシナジーを追求し、収益性向上と企業価値向上を推進し、少額短期保険事業の業容拡大を目指してまいります。

あらためて皆さまのご支援、ご愛顧に感謝申し上げますとともに、当社の経営や事業内容につきまして、より深くご理解いただくための資料として「2025株式会社シノケン少額短期保険の現状」を作成いたしました。本冊子により、当社およびシノケングループに対する皆さまのご理解が深まり、より一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2025年7月

株式会社シノケン少額短期保険
代表取締役 川村 峰生

シノケングループの概要

株式会社シノケングループは、純粋持株会社として、傘下の各事業会社の経営管理・指導を行っております。

ホールディングカンパニー	株式会社シノケングループ 〒810-0001 福岡市中央区天神一丁目1番1号 アクロス福岡 TEL (092) -714-0040(代表) FAX (092) -714-0064
創業年月日	1990年6月5日
資本金	151億2,849万円(資本剰余金を含む)
事業内容	各事業会社の経営管理事業(純粋持株会社)
代表者	代表取締役会長 篠原 英明 代表取締役社長 玉置 貴史
売上高(連結)	1,287億72百万円(2024年12月期)
従業員数(連結)	1,171名(2024年12月末現在)

グループ傘下事業会社のご紹介 (一部抜粋)

株式会社シノケンプロデュース: 投資用アパートの企画、マーケティング、開発、建築、販売

株式会社シノケンハーモニー: 投資用マンションの開発、販売

株式会社シノケンファシリティーズ: 不動産賃貸管理 マンション管理業 不動産仲介業
清掃管理事業

株式会社シノケンコミュニケーションズ: 家賃等の債務保証

株式会社シノケンアセットマネジメント: 投資運用業

株式会社シノケン少額短期保険: 少額短期保険事業

株式会社小川建設: 総合建設業

株式会社エスケーエナジー: LPガスの供給販売および電力の取次販売

株式会社シノケンウェルネス: ライフケア事業の運営、統括
サービス付き高齢者向け住宅の運営 介護人材育成

株式会社シノケンオフィスサービス: バックオフィス事業(総務・経理・財務・情報システム)

株式会社REaaS Technologies: 不動産とテクノロジーを融合した不動産テックの企画、開発、構築、
販売、運営および保守管理およびそれに付随するコンサルティング等

SKG INVEST ASIA (HONG KONG) LIMITED: 海外事業会社の経営管理事業(持株会社)

希諾建(上海)物業経営管理有限公司: 中国不動産仲介 中国不動産コンサルティング

PT.Shinoken Development Indonesia: インドネシア不動産開発、運営事業

PT.Shinoken Asset Management Indonesia: インドネシア不動産ファンドの組成、運営

1 当社の概況および組織

経営理念

シノケングループでは、以下をVISIONに掲げております。

一. 世界中のあらゆる世代のライフサポートカンパニー

また、当社は、以下の経営理念を掲げております。

一. 世界中のあらゆる世代が真に満足する保険サービスを提供いたします

会社の特色（経営方針）

当社は、以下を経営方針に掲げております。

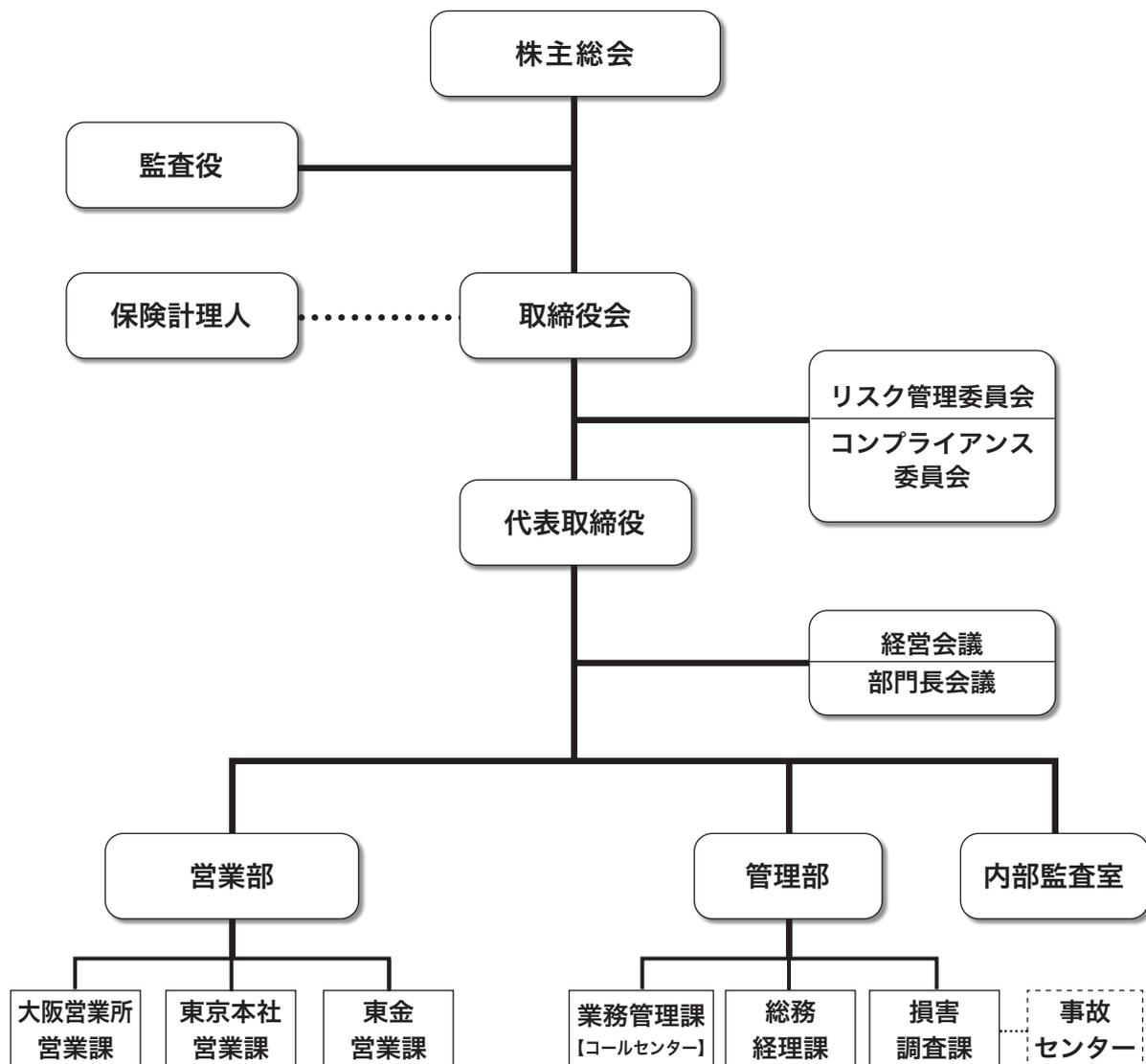
一. 常にスピード感をもって最大限のグループシナジーを追求し、 人々や社会の課題を解決します

会社の沿革

2001年 9月	損害保険代理店などの出資により株式会社ジックを設立
2002年 7月	F & R 共済会 (任意団体) の業務を受託
2006年 3月	保険業法改正を受け F & R 共済会が当社に事業譲渡
2006年 5月	特定保険業者としての届出を千葉財務事務所に提出
2008年 5月	千葉県初の少額短期保険業者として関東財務局に登録、社名をジック少額短期保険株式会社に変更
2010年 11月	関東財務局の兼業承認を得て損害保険代理業務に進出
2013年 9月	株式会社シノケングループ等を引受先とする第三者割当増資を実施し、株式会社シノケングループの連結子会社となる
2014年 7月	賃貸住宅生活者総合保険の販売開始
2015年 8月	東京都港区に東京支店 (現 東京本社) 開設
2015年 9月	賃貸住宅利益・費用保険の販売開始
2018年 10月	関東財務局の兼業承認を得て、新たに三井住友海上保険の損害保険代理業務を開始
2019年 9月	大阪府大阪市淀川区に大阪営業所開設
2020年 7月	賃貸住宅生活者総合保険 2 の販売開始
2020年 11月	孤立死の補償に特化したエンディング費用保険の販売開始
2020年 11月	関東財務局の兼業承認を得て、新たに共栄火災海上保険の損害保険代理業務を開始
2021年 6月	シノケングループ東京本社内 (東京都港区) に東京本社移転
2021年 10月	賃貸経営サポート保険の販売開始
2022年 7月	テナント保険の販売開始
2023年 3月	損害保険代理業務を廃業
2025年 3月	株式会社シノケングループの 100%子会社となる
2025年 4月	商号を「ジック少額短期保険」から「シノケン少額短期保険」へ、本店所在地を「千葉県東金市」から「東京都港区」へ変更

経営の組織

当社の組織（2025年4月1日現在）



所在地

本店：〒105-0013
東京都港区浜松町2-3-1 日本生命浜松町クレアタワー
電話 03 (6870) 6777 (代)

東金事務管理センター：〒283-0068
千葉県東金市東岩崎15-6
電話 0475 (50) 2240 (代)

大阪営業所：〒532-0011
大阪府大阪市淀川区西中島4-4-11 太陽ビル
電話 06 (6476) 9078 (代)

株式の状況

①株式数

発行可能株式総数	2,000株
発行済株式の総数	1,000株

②株主数(2025年4月1日現在) 1名

③主要な株主(全株主)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社シノケングループ	1,000株	100.0%

(2025年4月1日現在)

役員状況

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
川村 峰生	代表取締役 経営管理、業務企画、 営業部、管理部、 コンプライアンス	—	—
玉置 貴史	取締役(非常勤)	株式会社シノケングループ 代表取締役社長 株式会社シノケンプロデュース 代表取締役社長 株式会社シノケンファシリティーズ 代表取締役 株式会社シノケンアセットマネジメント 取締役 株式会社プロパスト 社外取締役	—
倉田 玲児	取締役(非常勤)	株式会社シノケンファシリティーズ 取締役	—
大倉 圭	監査役	株式会社シノケングループ コンプライアンス推進室シニアマネージャー 株式会社シノケンアセットマネジメント 監査役 株式会社プロパスト 社外取締役(監査等委員)	公認 会計士

(2025年4月1日現在)

2 主要な業務の内容

取扱商品：賃貸住宅生活者総合保険2（ペットネーム：生活安心総合保険2）

①特 徴

日本初の賃貸人等を被保険者とする「孤立死原状回復費用」など5つの特約を有していた少額短期家財保険で初めてとなるリスク細分型家財保険「賃貸住宅生活者総合保険（ペットネーム：生活安心総合保険）」をリニューアルした商品。

2020年7月1日より販売開始。近年多発する自然災害への備えを一層充実させると共に社会問題ともなっている「孤立死」事故への補償を拡充した入居者やオーナー、管理会社のニーズを取り入れた商品です。

主な変更点は以下の通りです。

- ・風水害損害保険金の保険金額を家財損害保険金額と同額へ引上げ（従来商品は家財保険金額の10%）
- ・孤立死原状回復費用保険の保険金額を100万円に引上げ（従来商品は50万円）
- ・入居者が賃貸住宅以外で死亡した場合の遺品整理費用保険を新設
- ・孤立死原状回復費用保険と遺品整理費用保険に関して、賃貸人が当社へ直接原状回復費用等に係る債権額を請求できる条項を新設契約プランは、「学生・単身者向け」2コース、「単身者・カップル向け」3コース、「カップル・ファミリー向け」3コースをご用意しています。

補償内容は、従来商品のワイドプランに一本化し、保険期間は1年間もしくは2年間となります。

②補償内容

担保種目		補 償 内 容
賠償責任保険	個人賠償責任保険	賃貸住宅の使用・管理に起因する漏水等により、他人の財物を破損させた等の賃貸住宅内より発生した偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負った場合、賠償責任保険金を支払う。
	借家人賠償責任保険	火災、破裂・爆発事故により、賃貸住宅に損害を与え、家主（転貸人を含む）に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、賠償責任保険金を支払う。
損害保険	家財損害保険	次の事故によって家財に生じた損害に対し、再調達価額を基準に保険金を支払う。 火災、落雷、破裂・爆発、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等、水ぬれ、暴力行為・破裂行為、破損・汚損等。
	盗難損害保険	盗難事故によって家財に生じた損害に対し、時価額を基準に保険金を支払う。
	風水害損害保険	風災・雪災・水災等の事故により家財に生じた損害に対し、再調達価額を基準に保険金額を限度に実際の損害額を支払う。

担保種目		補償内容
費用 保 険	修理費用保険	事故や居住者の過失により、賃貸住宅内の建具等を破損させた場合や賃貸借契約に基づいて、自己の費用で軽微な修理を行った場合の費用を支払う。
	罹災費用保険	火災などで家財が損害を受け保険金が支払われる場合、消防署、自治体などへの罹災手続き等の費用を支払う。
	緊急宿泊費用保険	火災などで賃貸住宅が安全に日常生活を営むための住居としての機能が著しく損なわれた場合、臨時に生じる宿泊費用等を支払う。
	罹災転居費用保険	火災や風水害により、賃貸住宅が住居としての機能を著しく失い居住できなくなった場合、事故の日からその日を含めて30日以内に被保険者が負担した転居費用を支払う。
	残存物撤去費用保険	火事や風水害により、損害を受けた家財の残存物の取り壊し・搬出・清掃に支出した費用を支払う。
	ドアロック交換費用保険	ピッキングによる盗難に遭い、その再発を防止するためドアロックの交換や防犯装置等を設置した場合、1事故あたり3万円を限度に支払う。
	孤立死原状回復費用保険	賃借人である被保険者が賃貸住宅内で孤立死したことによって、賃貸住宅が損害を受け、被保険者に代わって原状回復費用を負担した者に対して、孤立死原状回復費用保険金を支払う。
遺品整理費用保険	賃借人である被保険者が死亡したことにより、賃貸住宅の賃貸借契約等が終了する場合において、その被保険者に代わって遺品整理を行うべき者が、被保険者の遺品整理のための費用を負担したとき、遺品整理費用保険金を支払う。	

③契約例

保険期間 2 年間

保 険 金 額				
賠償責任保険		損害保険		
個人賠償責任保険	借家人賠償責任保険	家財損害保険	盗難損害保険	風水害損害保険
1000 万円	1000 万円	346 万円	69.2 万円	346 万円

保 険 金 額							
費用保険							
修理費用 保険	罹災費用 保険	緊急宿泊 費用保険	罹災転居 費用保険	残存物撤 去費用保 険	ドアロッ ク交換費 用保険	孤立死原 状回復費 用保険	遺品整理 費用保険
100 万円	34.6 万円	20 万円	30 万円	17.3 万円	3 万円	100 万円	50 万円

- ・上記の保険料 20,000 円
- ・家族構成等により 142.3 万円から 651.5 万円までの範囲で適切な家財の保険金額を選択することができる。この場合、保険料は 16,000 円より 26,000 円の範囲で設定されている。保険期間は、1 年契約または 2 年契約が選択でき、1 年契約の保険料については、2 年契約の半額となっている。
- ・上記にプラスして、『地震災害費用保険』『ペット諸費用保険』『ストーカー対策費用保険』『ホームヘルパー費用保険』の各特約を追加保険料を負担して契約することができる。(複数の特約をセットできる)

取扱商品：賃貸経営サポート保険

①特 徴

主にシノケングループが販売する投資用アパート・マンションをご購入して頂いたお客さまで、かつ、シノケンファシリティーズに賃貸管理業務を委託して頂いているなどの諸条件を満たされた物件のオーナーさま向けの商品。

家賃補償条項は、入居者が自殺や孤立死し賃貸住宅の賃貸借契約が解約され、賃貸住宅が心理的に瑕疵ある物件（いわゆる事故物件）として家賃を値下げした場合の空室期間の家賃や値下げによる損失を補償します。不幸にして事故物件となってしまった賃貸住宅では、その後、空室・家賃値引き等による家賃収入の損失や各種費用負担が重く、また、ローン返済中のオーナーさまにとっては賃貸経営上の大きなリスクと予測されます。当商品を活用した新サービスの適用を受ける事で、これらのリスクを回避できるようになります。オーナーさまにとっては「安心してお部屋を貸す事が出来る」というメリットがあります。

災害家賃補償条項は、火災や水災等の事故により賃貸住宅が損害を受けて賃貸借契約が終了し、空室となったことにより家賃収益に損害が発生した場合の損失を補償します。

②補償内容

担保種目		補 償 内 容
家賃補償条項	家賃収益等損害保険	賃貸住宅が「事故物件」となった事によって生じた家賃収入等の損失を補償 ★家賃12ヶ月分または100万円のいずれか低い金額を限度に実際に生じた家賃損害額を補償
災害家賃補償条項	災害家賃収益等損害保険	賃貸住宅が火災・水災等の事故により損害を受け、賃貸借契約が終了し空室となった場合の家賃収益損害を補償 ★賃貸住宅1戸室あたり家賃6ヶ月分または50万円のいずれか低い金額を補償。ただし、賃貸住宅1棟あたり500万円が限度

③契約例

保険期間1年間

- ・月額賃料83,333円以下の戸室の場合120円（月払保険料）
- ・月額賃料83,333円以上の戸室の場合180円（月払保険料）

取扱商品：テナント保険

①特 徴

事業用賃貸物件（テナント）を賃借される契約者向けの商品。契約者の設備・什器への損害と賠償責任リスクに備える、分かりやすくシンプルな商品です。テナントの業種は、「店舗」「事務所」「文化教育」「飲食」「サービス」の5つに区別されています。一部、お引受けできない業種がございますので、事前にテナント保険ガイドブックにてご確認ください。

②補償内容

担保種目		補償内容
賠償責任保険	施設賠償責任保険	事業用賃貸物件の使用・管理に起因する偶然な事故や、仕事の遂行に起因する偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負った場合、賠償責任保険金を支払う。
	借家人賠償責任保険	火災、破裂・爆発事故により、事業用賃貸物件に損害を与え、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、賠償責任保険金を支払う。
損害保険	設備・什器等損害保険	次の事故によって設備・什器等に生じた損害に対し、再調達価額を基準に保険金を支払う。 火災、落雷、破裂・爆発、事業用賃貸物件の外部からの物体の落下・飛来・衝突等、風災・雹災・雪災、水ぬれ、暴力行為・破裂行為。
	設備・什器等損害保険(水災)	水災によって設備・什器等に生じた損害に対し、保険金を支払う。
	設備・什器等損害保険(盗難)	盗難事故によって設備・什器等に生じた損害に対し、再調達価額を基準に保険金を支払う。
	設備・什器等損害保険(通貨盗難・預貯金証書盗難)	盗難事故によって業務用通貨や業務用預貯金証書に生じた損害に対して、保険金を支払う。
費用保険	臨時費用保険	損害保険金が支払われる場合に、被保険者が臨時に支出した諸費用を支払う。
	残存物取片付け費用保険	損害保険金が支払われる場合に、被保険者が支出した損害を受けた設備・什器等の搬出・清掃等の費用を支払う。
	地震火災費用保険	地震・噴火・津波を原因とする火災により、設備・什器等が損害を受け、事業用賃貸物件が半焼以上となった場合、または設備・什器等が全焼となった場合に、被保険者が臨時に支出した諸費用を支払う。
	修理費用保険	水災を除く損害保険金が支払われる事故で事業用賃貸物件に損害が生じ、賃貸借契約に基づき、被保険者が支出した修理費用を支払う。

③契約例

保険期間 2 年間

保 険 金 額										
賠償責任保険		損害保険					費用保険			
施設賠償責任保険	借家人賠償責任保険	設備・什器等損害保険	設備・什器等損害保険(水災)	設備・什器等損害保険(盗難)	設備・什器等損害保険(通貨盗難)	設備・什器等損害保険(預貯金証書盗難)	臨時費用保険	残存物取片付け費用保険	地震火災費用保険	修理費用保険
1,000万円	1,000万円	400万円	20万円	100万円	20万円	200万円	80万円	40万円	20万円	100万円

- ・上記の保険料：店舗21,200円、事務所17,800円、文化教育21,200円、飲食34,600円、サービス23,400円
- ・上記以外にも、設備・什器等損害保険金額200万円、600万円のプランがあり、契約者は最適な保険金額を選択することができる。
- ・保険期間は、1年契約または2年契約が選択でき、1年契約の保険料については、2年契約の半額となっている。

保険の募集

当社の賃貸住宅生活者総合保険2、賃貸経営サポート保険およびテナント保険は、少額短期保険募集人による代理店募集により販売しております。

賃貸住宅や事業用賃貸物件(テナント)を賃借される方向けの保険商品のため、当社の代理店は主として賃貸物件を管理する不動産店に代理店委託しております。

保険の募集に際しては、以下の通り勧誘方針を定め、適正な募集活動の推進に努めております。

勧誘方針

「金融サービスの提供および利用環境の整備等に関する法律」に基づき、弊社の勧誘方針をお知らせいたします。

1. 保険商品の販売にあたっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他の関係法令などを遵守し、適正な保険販売に努めてまいります。また、お客さまに重要な事項について正しくご理解いただけるように知識の修得、研さんに励み、わかりやすい適切な説明を行なうよう努めてまいります。
2. お客さまの保険に関する知識、経験、保険加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に沿った適切な保険商品のご案内に努めてまいります。
3. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行なうよう努めてまいります。
4. 保険商品の販売にあたっては、お客さまの立場にたって、時間、場所等について十分に配慮するよう努めてまいります。

5. 万一事故が発生した場合の保険金のお支払いにつきましては、ご契約の内容に従い、迅速、的確に手続きが行われるよう努めてまいります。
6. お客様の個人情報適切に管理し、プライバシーの保護に努めてまいります。
7. お客様と直接対面しない保険販売を行なう場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客様にご理解いただけるよう努めてまいります。
8. お客様からのお問い合わせには、迅速、適切、丁寧に対応するとともに、ご意見・ご要望につきましては、販売方法等に活かしてまいります。

再保険の状況

当社は、お引受するリスクの分散による事業の安定性確保のために、当社の保険責任の一部を再保険契約しております。

再保険会社の選定については、原則として格付会社よりA以上の格付けを取得している会社を要件としております。

2025年3月31日現在、当社は下記の再保険会社と再保険契約を締結しております。

再保険会社：東京海上日動火災保険株式会社
Labuan Re (マレーシア)
CCR Re (現Arundo Re) (フランス)
Bangkok Insurance (タイ)
SAMSUNG FIRE & MARINE (韓国)
PVI Insurance (ベトナム)
出再割合 : 90%

保険金のお支払

当社は、保険事故の迅速かつ適切な処理を基本方針としております。基本方針に沿った事故対応ができるよう、それを具体化させた「事故処理マニュアル」、「保険金支払漏れ防止マニュアル」策定し、その徹底を図っております。マニュアルの主な内容は以下の通りです。

事故処理マニュアル

1. 初動

電話やメール、FAX等による事故の連絡が入ったら、以下の項目を確認し対応する。

(ア) 契約内容 (イ) 事故内容 (ウ) 事実確認

2. 調査

保険金請求書類を受領後、以下の項目を確認し、損害の内容を調査し対応する。

(ア) 返送された書類に記入漏れがないかチェックする (イ) 損害品の購入年月日、購入場所など記入漏れがあった場合は、保険金請求者へ問い合わせる (ウ) 裏付け書類が全くなかつ

た場合、損害品の写真または現品の送付を依頼する(I)事故類型により、関係機関への問い合わせ等を実施する(盗難事故:所轄の警察署へ被害届・被害内容を確認、等)、反社データベースへ照会。

モラルリスクが疑われる場合

※損害調査会社へ委託し、保険金請求人との面談調査を実施する。

※代理店(不動産管理会社)に協力を求め、保険金請求人の属性を調査する。

保険金請求代行業者の介在が疑われる場合

※家電メーカー、家電販売業者の修理窓口の修理不能証明を提出してもらう。

※損害調査会社へ委託し、修理業者と保険金請求人への面談調査を実施する。

30日以内に保険金請求書類が返送されない場合

- ①31日目から2営業日以内に、保険金請求の照会状を郵送またはSMSにより送付し、2週間以内の回答を依頼する。
- ②回答期限までに返信がなかった場合は、再度、2週間以内の回答を依頼し、回答がなかった場合は、保険金請求の意思がないものと判断する旨を通知する。
- ③再び回答が無い場合は、一旦、無責(保険金請求意思なし)として処理する。

3. 査定

適切な支払保険金査定のために、別に定める支払査定基準に基づき査定する。

異例処理について

本マニュアルに従い、適切に支払保険金額を算出し、保険金請求人に提示したにも関わらず、損害額の査定額や査定基準などに不満があり、協定することが困難となった事案や、保険金詐取や反社会的勢力の存在が疑わしい事案に関しては、保険金支払管理規程第10条(異例処理)の規程に従い対処する。

即時払事案について

巨大自然災害により、広範囲に損害が発生し、保険金支払が多数予測される場合や、アパート等の集合住宅が全焼もしくは全壊となり、多数の被保険者に損害が発生し、高額な保険金支払が予測される場合は、損害調査課は、再保険契約書および附属覚書に基づく再保険会社へ支払保険金の即時払(回収再保険金)申請を行うことができる。この場合、損害調査課は代表取締役へ支払保険金額の概算を報告し、代表取締役はリスク管理・コンプライアンス委員会を招集し、即時払申請の可否を検討する。

リスク管理・コンプライアンス委員会は、事故の概要を精査し、即時払申請の可否を判断する。また必要に応じて保険計理人と協議し、保険商品設計上の保険数理に影響が及ばないか検討する。

即時払申請および保険数理上の影響に関しては、取締役会に報告し、その承認を得る。

4. 支払

保険金請求人との協定が完了した事案につき、以下のとおり支払処理をする。

- ①損害調査課の事案担当者は、支払決裁書(保険金請求書類、査定関連書類など事案に関わる書類一式を添付)を起票し、決裁者に提出する。
- ②決裁者は内容を確認し、総務経理課に支払決裁書を送付する。
- ③総務経理課は支払決裁書の内容を確認し、保険金支払処理する。その後、保険金請求人に対して支払保険金の内容を書面または電磁的な方法で通知する。総務経理課は保険金支払書類一式を管理部業務管理課へ回送する。

- ④管理部業務管理課は、支払年月ごとに保険金支払書類を取りまとめ、10年間保管する。
再保険に付した保険契約に関わる事案は、支払年月ごとに再保険勘定書を作成し、代表取締役提出し、承認を得て再保険会社に対して支払保険金の出再分を請求する。

5.完了

保険金の支払後に契約者（請求者）へ支払保険金の内容を書面または電磁的な方法にて通知する。

*適切な保険金の支払（査定）のために

- ①基本的な観点：被害に遭われたお客さまに、迅速に適切な保険金を支払う。
- ②そのためには
- (ア)必要な資料・情報を可能な限り入手する。
 - (イ)予断、偏見を排除する。
 - (ウ)お客さまにも出来る限り協力して頂く。
 - (エ)不正請求には毅然と対処する。
- ③査定額の決定：損害調査課は、査定結果について代表取締役に報告し、決済を受ける。
代表取締役は、必要に応じてシノケングループ法務室に意見具申を求める。
- ④リスク管理委員会・コンプライアンス委員会
- 1 事故での支払保険金が当社規定の高額支払い事案に該当する事故が発生した場合は、上記に加えて、再保険会社との協議を行う。
協議内容、事故の概要はリスク管理委員会・コンプライアンス委員会に報告し、損害率への影響など検討を行い、必要に応じて保険計理人の検証を求める。

保険金支払漏れ防止マニュアル

①長期未請求案件

長期未請求事案とは、事故受付後4ヶ月経過し、保険金請求書類が完了されなかった事案とする。（一旦取り下げ（保険金請求意思なし）処理した事案を除く）長期未請求事案のうち、以下の事案については別途管理する。

- (ア)訴訟事案：損害額、過失認定等を争点として紛争となり訴訟に至った事案
- (イ)災害事案：台風等の自然災害により被災物件が多数、広範囲におよび、損害調査が未完了の事案
- (ウ)業者事案：管理会社または修理業者の都合により損害額の見積書が作成されず、保険金請求書類が完了されない事案

②付随する支払漏れの防止

付随する保険金とは、主たる保険金に付随して支払われる費用保険で、「罹災費用保険金」と「残存物撤去費用保険金」が該当する。事故処理担当者は、事案を処理する際に付帯費用保険の有無を十分に確認する必要がある。また「残存物撤去費用保険金」は実損払のため、費用の負担がない場合（台風等の災害で自治体が無償で残存物を撤去する場合など）は保険金を支払わないので注意が必要である。

付随する保険金の支払漏れ防止のために、保険金請求書類等に添付された支払決裁内容を各段階で確認し、支払漏れの有無をチェックする。

③損害調査会議の役割

毎月開催する損害調査会議で、長期末請求事案として別途管理された事案については、全件の進捗状況を報告し、速やかな保険金支払に向けて対策を論議、検討する。営業部などの関係部署の協力が必要な場合は、出席取締役が当該部署に指示のうえ事案解決に協力する。

支払時情報交換制度

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

＊「支払時情報交換制度」に参加している少額短期保険会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

3 主要な業務に関する事項

2024 年度における業務の概況

①事業内容

当社は「賃貸住宅生活者総合保険2」（2020年7月販売開始）、「賃貸経営サポート保険」（2021年10月販売開始）および「テナント保険」（2022年7月販売開始）を、代理店を通じて販売しております。

②経済環境

2024年度の国内経済は、訪日外国人数が2024年の春以降、コロナ禍前の2019年を超えて過去最高の水準に達するなど、インバウンド需要に力強い回復の動きがみられました。また、3月にマイナス金利が終了し、7月に日経平均株価は史上最高値を更新するなど、国内経済は回復基調を維持しつつも、実質賃金の回復の遅れなどにより、一部停滞感もありました。一方で、国際的にはウクライナ情勢やイスラエル・パレスチナ情勢の長期化、追加関税や報復関税による貿易摩擦などが、世界経済の不安定要因となっています。このような状況下、当社はシノケングループの投資用アパート、マンション販売に支えられ、引き続き大きな成果を上げることができました。

③事業経過と成果

2024年度は、収入保険料が対前期比5.2%の増収、保有契約件数も2.7%の増加となりました。保険金支払については、自然災害による保険金の支払いが低く推移したため、19.2%の減少となりました。収入保険料に再保険収入を加えた保険料等収入は、対前期比2.8%の増加となりました。

事業費は、収入保険料の増収に伴い代理店手数料が4.5%増加したことなどから、対前期3.1%の増加となりました。また、責任準備金は11,396千円の繰入、支払備金は374千円の戻入となりました。これらの結果、経常利益は51,867千円、当期純利益は43,213千円となりました。

販売網の拡充については、13店の代理店を新設しましたが、未稼働代理店の整理を推

進した結果、廃業の代理店が43店あり、30店の減少となりました。これらの結果、2025年3月末の代理店数は264店となりました。

④今後の課題

お客さまに安心を提供する少額短期保険業者として、事業の安定性と継続性の確保が重要な課題となっております。当社は、2025年3月に株式会社シノケングループの100%子会社となり、2025年4月には商号を「ジック少額短期保険株式会社」から「株式会社シノケン少額短期保険」へ変更いたしました。引き続き、今まで以上に親会社であるシノケングループとの連携を強化してまいります。当社の保有契約は、損害率が低く安定しているシノケングループが建築するアパートやマンションの家財保険の比率が、順調に増加しています。当社は、従来同様に良質な契約の確保と生産性の向上に努め、財務基盤の強化および事業の安定性と継続性を推進してまいります。

財産および損益の状況の推移

区 分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (当期)
収入保険料	690,361 千円	725,400 千円	762,802 千円
正味収入保険料	48,487 千円	53,118 千円	56,064 千円
利息および配当金収入	1 千円	1 千円	121 千円
経常利益又は経常損失 (△)	△ 5,495 千円	18,044 千円	51,867 千円
契約者配当準備金繰入額	—	—	—
当期純利益又は当期純損失 (△)	3,145 千円	19,762 千円	43,213 千円
総資産	180,118 千円	245,720 千円	304,363 千円
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	3,145 円 13 銭	19,762 円 27 銭	43,213 円 39 銭



直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

区 分	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (当期)
経常収益	1,262,498 千円	1,355,152 千円	1,392,945 千円
経常費用	1,267,993 千円	1,337,108 千円	1,341,078 千円
経常利益又は経常損失 (△)	△ 5,495 千円	18,044 千円	51,867 千円
当期純利益又は当期純損失 (△)	3,145 千円	19,762 千円	43,213 千円
資本金の額 発行済株式の総数	44,000 千円 1,000 株	44,000 千円 1,000 株	44,000 千円 1,000 株
純資産額	64,069 千円	83,831 千円	127,045 千円
保険業法上の純資産額	71,593 千円	92,631 千円	137,184 千円
総資産額	180,118 千円	245,720 千円	304,363 千円
責任準備金残高	67,744 千円	92,142 千円	103,538 千円
有価証券残高	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率	1,455.5%	1,711.5%	2,308.9%
配当性向	—	—	—
従業員数	15 名	14 名	14 名
正味収入保険料の額	48,487 千円	53,118 千円	56,064 千円
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	3,145 円 13 銭	19,762 円 27 銭	43,213 円 39 銭

* 正味収入保険料の内訳は以下の通りです。

保険料および再保険返戻金の合計額	778,702 千円
再保険料および解約返戻金等の合計額	722,637 千円
差引	56,064 千円



直近の2事業年度における業務の状況

1. 主要な業務の状況を示す指標等

生活安心総合保険2、テナント保険・・・家財保険と表記いたします。
賃貸経営サポート保険・・・費用保険と表記いたします。

①正味収入保険料

種 目	2023 年度		2024 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
家財保険	42,678 千円	80.35%	46,108 千円	82.24%
費用保険	10,440 千円	19.65%	9,957 千円	17.76%
その他の保険	—	—	—	—
合計	53,118 千円	100.0%	56,064 千円	100.0%

*正味収入保険料とは、元受収入保険料から再保険料および解約返戻金やその他返戻金控除したものです。

②元受正味保険料

種 目	2023 年度		2024 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
家財保険	667,508 千円	98.46%	706,795 千円	98.61%
費用保険	10,440 千円	1.54%	9,957 千円	1.39%
その他の保険	—	—	—	—
合計	677,948 千円	100.0%	716,752 千円	100.0%

*元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものです。

③支払再保険料

種 目	2023 年度		2024 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
家財保険	624,830 千円	100.0%	660,687 千円	100.0%
費用保険	—	—	—	—
その他の保険	—	—	—	—
合計	624,830 千円	100.0%	660,687 千円	100.0%

*支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金を控除したものです。

④保険引受利益

種 目	2023 年度		2024 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
家財保険	14,252 千円	78.98%	48,163 千円	92.86%
費用保険	3,792 千円	21.02%	3,704 千円	7.14%
その他の保険	—	—	—	—
合計	18,044 千円	100.0%	51,867 千円	100.0%

* 保険引受利益とは、経常損益よりキャピタル損益、臨時損益を控除し、その他の収支を加味したものです。

⑤正味支払保険金

種 目	2023 年度		2024 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
家財保険	13,032 千円	88.13%	12,541 千円	100.0%
費用保険	1,756 千円	11.87%	0 千円	0.0%
その他の保険	—	—	—	—
合計	14,788 千円	100.0%	12,541 千円	100.0%

* 正味支払保険金とは、元受契約の支払保険金から出再契約における回収再保険金を控除したものです。

⑥元受正味保険金

種 目	2023 年度		2024 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
家財保険	153,684 千円	98.87%	125,653 千円	100.0%
費用保険	1,756 千円	1.13%	0 千円	0.0%
その他の保険	—	—	—	—
合計	155,440 千円	100.0%	125,653 千円	100.0%

* 元受正味保険金とは、元受契約の支払保険金から元受保険金戻入を控除したものです。

⑦回収再保険金

種 目	2023 年度		2024 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
家財保険	140,652 千円	100.0%	113,112 千円	100.0%
費用保険	—	—	—	—
その他の保険	—	—	—	—
合計	140,652 千円	100.0%	113,112 千円	100.0%

2. 保険契約に関する指標

① 契約者配当金

該当ございません。

② 正味損害率、正味事業費率および正味合算率

種 目	2023 年度			2024 年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率	正味 損害率	正味 事業費率	正味 合算率
家財保険	30.5%	△ 13.4%	17.1%	27.2%	△ 41.2%	△ 14.0%
費用保険	16.8%	△ 0.8%	16.0%	0.0%	△ 2.5%	△ 2.5%
その他の保険	—	—	—	—	—	—
合 計	27.8%	△ 10.9%	16.9%	22.4%	△ 34.3%	△ 11.9%

* 正味損害率 = 正味支払保険金 ÷ 正味収入保険料

* 正味事業費率 = 正味事業費 ÷ 正味収入保険料

* 正味合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

③ 出再控除前の元受損害率、元受事業費率および元受合算率

種 目	2023 年度			2024 年度		
	元受 損害率	元受 事業費率	元受 合算率	元受 損害率	元受 事業費率	元受 合算率
家財保険	23.0%	68.9%	91.9%	17.8%	67.2%	85.0%
費用保険	16.8%	64.4%	81.2%	0.0%	63.3%	63.3%
その他の保険	—	—	—	—	—	—
合 計	22.9%	68.9%	91.8%	17.5%	67.2%	84.7%

* 元受損害率 = 元受正味保険金 ÷ 元受正味保険料

* 元受事業費率 = 事業費 ÷ 元受正味保険料

* 元受合算率 = 元受損害率 + 元受事業費率

④ 出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位 5 社の割合

出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位 5 社の出再保険料の割合
6 社	95.0%

⑤ 支払再保険料の格付ごとの割合

格付区分	出再保険料における割合
A - 以上	100.0%

⑥ 未収再保険金の額

種 目	2023 年度		2024 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
家財保険	10,628 千円	100.0%	11,091 千円	100.0%
費用保険	—	—	—	—
その他の保険	—	—	—	—
合 計	10,628 千円	100.0%	11,091 千円	100.0%

3. 経理に関する指標等

① 支払備金

種 目	2023 年度		2024 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
家財保険	6,166 千円	100.0%	5,791 千円	100.0%
費用保険	—	—	—	—
その他の保険	—	—	—	—
合計	6,166 千円	100.0%	5,791 千円	100.0%

* 支払備金とは、元受契約における普通支払備金および既発生未報告損害からそれに関わる再保険契約に基づく出再分を控除したものです。

② 責任準備金

種 目	2023 年度		2024 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
家財保険	84,692 千円	91.91%	95,877 千円	92.60%
費用保険	7,450 千円	8.09%	7,661 千円	7.40%
その他の保険	—	—	—	—
合計	92,142 千円	100.0%	103,538 千円	100.0%

* 責任準備金とは、元受契約における普通責任準備金および異常危険準備金からそれに関わる再保険契約に基づく出再分を控除したものです。

③ 利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高

該当ございません。

④ 損害率の上昇に対する経常損失の変動

損害率上昇のシナリオ	発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計 算 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増加する発生損害額＝既経過保険料の1% ・ 経常利益の減少額＝増加する発生損害額 ・ 増加する発生損害額を考慮しても異常危険準備金の取り崩しをすべき金額になりません。
経常利益の減少額	829 千円

* 既経過保険料とは、出再保険分を控除したものです。



4. 資産運用に関する指標等

①資産運用の概況

項 目	2023 年度		2024 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
現金・預金	201,049 千円	81.8%	262,971 千円	86.4%
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
運用資産計	201,049 千円	81.8%	262,971 千円	86.4%
総資産	245,720 千円	100.0%	304,363 千円	100.0%

②利息配当収入の額および運用利回り

項 目	2023 年度		2024 年度	
	金額	利回り	金額	利回り
現金・預金	1 千円	0.0005%	121 千円	0.05%
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
運用資産計	1 千円	0.0005%	121 千円	0.05%

③保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

該当ございません。

④保有有価証券利回り

該当ございません。

⑤有価証券の種類別の残存期間別残高

該当ございません。

責任準備金の残高の内訳

種 目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	契約者配当準備 金等	合計
家財保険	89,695 千円	6,182 千円	—	95,877 千円
費用保険	3,704 千円	3,957 千円	—	7,661 千円
その他の保険	—	—	—	—
合計	93,399 千円	10,139 千円	—	103,538 千円

4 運営に関する事項

リスク管理の体制

当社が少額短期保険事業を営む際に発生しうるリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応等（以下「リスク管理」という。）を行うことにより、少額短期保険事業の健全かつ円滑な運営に資することを目的にリスク管理規程を制定しております。

当社を取り巻く「リスク」とは、次に掲げる業務の遂行を阻害する要因をいいます。

- ① 保険契約引受に関するもの
- ② 資産の運用、資金の流動性に関するもの
- ③ 情報システムに関するもの
- ④ 事務手続に関するもの
- ⑤ コンプライアンスに関するもの
- ⑥ 災害、非常事態に関するもの
- ⑦ 再保険に関するもの（※）

当社はこのようなリスクの防止・回避・軽減に対応するために、リスク管理委員会・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク管理委員会は随時、コンプライアンス委員会は部門長会議内にて開催しております。

（※）当社は2024年4月より東京海上日動火災保険株式会社、Labuan Re、CCR Re（現Arundo Re）、Bangkok Insurance、SAMSUNG FIRE & MARINE、PVI Insuranceとの間で比例再保険方式による再保険契約を締結しております。出再割合や出再方式について、リスク管理委員会で安全性を第一に検討の上、取締役会へ報告、論議し最終判断する体制となっております。

法令遵守の体制

少額短期保険事業は、国民生活の安定・向上および経済の発展に密接な関わりを待つ公共性の高い事業であり、その活動を通じ社会公共の福祉の増進に資するという社会的使命を有しております。

当社が、お客さまからの負託や社会からの期待に応え、社会的責任を果たすためには、健全な業務運営を通じて得られるお客さまや社会からの信頼が基礎となることから、確固たる信頼の確立に向けて、「行動原則」および「基本的行動」からなる行動規範を定めております。

1. 行動原則

- ①お客さま本位の行動
- ②コンプライアンスと高い企業倫理に基づく行動
- ③社会的責任に基づく行動

II. 基本的行動

1. 商品の提案・提供から支払いまでの適切なお客さま対応の推進

お客さまからの満足と信頼が得られるよう、お客さまのニーズに応える質の高い商品およびお客さまの視点に立ったサービスを提供するとともに、保険金等のお支払いを適切に行う。

2. お客さまや社会との相互理解の促進

お客さまや社会に対し、事業活動に関する情報を正確かつ積極的に伝えるとともに、広くお客さまの声を捉えた上で、誠実に対応し、経営に反映する。

3. お客さま情報の適正な取扱いと保護の徹底

少額短期保険事業におけるお客さま情報の重要性を認識し、適正な取扱いを行うとともに保護を徹底する。

4. コンプライアンスの推進

お客さまと社会からの確固たる信頼を確立するため、あらゆる法令をはじめ、社会的規範を遵守した公正な事業活動を行う。

5. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力とは断固として対決する。

6. 環境問題への取組みの推進

環境問題への取組みは人類共通の重要課題であるとの認識に立ち、自主的かつ積極的に取り組む。

7. 社会貢献活動の推進

自らの活動の基盤となる社会の健全かつ持続的な発展に向け、「良き企業市民」として社会貢献活動に積極的に取り組む。

8. 役職員の人権尊重と活力ある職場環境の実現

職員の人権を尊重するとともに、個々の能力が十分に発揮できる、働きやすい職場環境を確保する。

9. リスク管理の徹底

お客さまに対する責務を確実に履行し信頼が得られるよう、経営者のリーダーシップのもとでリスク管理を徹底し、適切な運営および継続的な改善を行う。

10. 再発防止の徹底と説明責任の遂行

お客さまや社会に影響を及ぼす事態が発生したときには、経営者の強いリーダーシップのもと、徹底した原因究明と再発防止に努めるとともに、お客さまや社会に対する説明責任を果たす。

個人情報の取扱について

当社は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護マニュアルを定め、「個人情報の保護に関する法律」「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守し、以下の通り個人情報保護宣言を定めております。

個人情報保護宣言

弊社では、ご契約者の信頼を第一と考え、個人情報保護の重要性を認識し、お預かりしたご契約者に関する取り扱いに関する方針を定め、その適切な管理・利用と保護に努めております。

①情報の収集と利用目的

弊社では、お客さまとのお取引を安全確実に進め、業務上必要な範囲内でお客さまに関する情報を収集させていただいております。これらの情報は、ご本人かどうかの確認、ご申告内容の確認、保険契約の締結、保険金等の支払、弊社商品・その他各種サービスのご案内・ご提供などの目的に利用されます。

②情報の収集方法と種類

主に申込書・契約書や取引書類などに記載・入力された情報を収集しております。お客さまの住所、氏名など保険契約を締結するために必要な情報です。

③情報の第三者への提供

弊社は、お客さまに関する情報を第三者に提供する場合には、原則として、ご本人の同意を取得いたします。但し次の場合は例外的にご本人の同意を得ないで、第三者に情報を提供する事があります。

- ・法令に基づく場合
- ・再保険契約に伴い、当該保険契約の情報を提供する場合

④情報の保護

弊社は、お客さまの情報を正確、最新なものにするよう適切な措置を講じております。また、お客さまへの不当なアクセスなどを防止するため、万全を尽くしております。

⑤お問い合わせについて

お客さまご自身に関する情報開示のご依頼があった場合は、請求者がご本人であること

を確認させていただいたうえで、お答えしております。また、お預かりした情報が不正確だった場合は、正確なものに変更させていただきます。

お問い合わせ窓口

〒283-0068 千葉県東金市東岩崎15-6
株式会社シノケン少額短期保険 東金事務管理センター 個人情報係

本店所在地

〒105-0013 東京都港区浜松町2-3-1
株式会社シノケン少額短期保険 代表取締役 川村峰生

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、少額短期保険事業に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するために、下記の通り「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底いたします。

- ① 反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断いたします。
- ② 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。
- ③ 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素より、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携体制強化を図ります。
- ④ 反社会的勢力による不当要求に対しては一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- ⑤ 反社会的勢力との事実を隠ぺいするための裏取引や、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

お客さま本位の業務運営に係る基本方針

2025年6月25日

お客さま本位の業務運営に係る基本方針の改定について

株式会社シノケン少額短期保険

株式会社シノケン少額短期保険（以下、「当社」）は、「行動原則」において「お客さま本位の行動」を基本理念とし、少額短期保険商品の提案・提供から保険金支払いまでの適切なお客さま対応を推進してまいりました。お客さま本位の業務運営をより一層明確化するために、2017年9月13日、「お客さま本位の業務運営に係る基本方針」（以下、「基本方針」）を策定いたしました。その後、定期的に本基本方針を見直し、2022年6月23日にこれまでの取り組みを踏まえて、本基本方針を以下のとおり改定いたしました。

①お客さま本位の業務運営

当社は、少額短期保険事業がお客さまに安心を提供し、お客さまからの信頼を基礎に成り立つ公共性の高い事業であることを認識し、お客さまからの信頼に応えることが最重要との価値観に立ち、本基本方針に則り全ての業務運営に取り組んでまいります。

②お客さまの最善の利益の追求

当社は、お客さまが必要とする少額短期保険商品を開発・提供することが、お客さまの最善の利益につながる少額短期保険業者の使命であると考えております。このため、商品開発にあたっては、高度な専門性スキルの向上に努め、全てのお客さまに公正で最適な商品の開発と提供に努めてまいります。また、事故対応においても、1日でも早く正しい保険金をお支払いできるように、お客さまに寄り添った対応に努めてまいります。

③利益相反の適切な管理

当社は、お客さまに提供する商品やサービスが、お客さまの利益に反する恐れがないかを不断に検証し、商品の販売に際しても利益相反の可能性がある場合には当該利益相反を適切に管理し、お客さまへの十分な情報提供を徹底いたします。

④重要な情報の分かりやすい提供

当社は、保険商品に十分な知識を有しないお客さまが存在していることを認識し、保険募集に係る文章やホームページの内容を、分かりやすく平易な表現で作成する事に留意しております。今後も保険商品ごとの特性を踏まえて、お客さまに重要な情報を分かりやすく提供できるよう努めてまいります。また、保険金の請求手続きの際も、お客さまやお相手の方に、丁寧で分かりやすい説明を実践できるよう努めてまいります。

⑤お客さまにふさわしいサービスの提供

当社は、特定のマーケット（賃貸住宅に係るマーケット、高齢者単身世帯に係るマーケットなど）に対して、少額短期保険商品の開発と提供を行ってまいりました。特定マーケットにおけるお客さまが必要とされる補償やニーズ、保険加入目的を考慮・把握して、役職員は取扱商品の仕組みや知識の習得に努め、お客さまにふさわしい商品の提供や販売方法の改善等にも留意し、少額短期保険商品の提供に努めてまいります。

⑥役職員に対する適切な動機づけの枠組み

当社は、お客さまに最適な補償を提供し、お客さま本位の業務運営を推進するために、役職員一丸となって研鑽を深め、本基本方針の浸透に向けた取り組みを推進してまいります。

<ご参考>

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「金融庁原則」）と当社「お客さま本位の業務運営に係る基本方針」（以下、「当社基本方針」）との関係は以下のとおりです。

金融庁原則	当社基本方針
原則 2	方針 2
原則 3	方針 3
原則 5	方針 4
原則 6	方針 5
原則 7	方針 6

- ・金融庁原則には、各原則に付されている（注）を含みます。
- ・原則 4、原則 5（注 2）（注 4）、原則 6（注 1～4、6、7）は、当社の取引形態上、または該当する商品・サービスの取扱いがないため、方針の対象としておりません。
- ・金融庁原則の詳細につきましては、金融庁ホームページ (<https://www.fsa.go.jp>) にてご確認ください。

「お客さま本位の業務運営」に基づく取組状況

当社は2017年9月13日に「お客さま本位の業務運営に係る基本方針」を策定し、お客さまからの信頼に応えることが最重要との価値観に立ち、すべての業務運営に取り組んでまいりました。その取組状況を2019年12月20日に公表し、それ以降、定期的に取り組状況を公表しております。

引き続き2024年度(2025年3月末)までの当社の取り組みについて、以下の通りご案内いたします。

方針① お客さま本位の業務運営

当社は、株式会社シノケングループのグループ会社として、主に賃貸住宅入居者向けの家財保険の提供を通じて、お客さまのお役に立てるお客さま本位の少額短期保険会社を目指しております。その結果、当社と保険契約を締結していただいているお客さまは、下表のとおり推移しております。

なお、当社は、2025年4月に商号を「ジック少額短期保険株式会社」から「株式会社シノケン少額短期保険」に変更いたしました。株式会社シノケングループのグループ会社として、今まで以上にお客さま本位の業務運営を推進してまいります。

【保有契約件数の推移】

	2023年3月	2024年3月	2025年3月
保有契約件数	58,751件	65,623件	67,403件

方針② お客さまの最善の利益の追求

当社は、2019年に千葉県を襲った複数の台風や前線による風水害の被害を受けたお客さまの声を受けて、2020年7月に家財保険をリニューアルいたしました。従来の家財保険は風水害による家財損害に関して、縮小して保険金をお支払いする方式としていたため、損害額全額を保険金としてお支払いすることができませんでした。リニューアルされた商品は、保険金を縮小せず保険金額を限度に新価実損払いで100%補償するため、より一層お客さまのお役に立てる家財保険となっております。これにより、2023年9月に、千葉県で発生した豪雨災害においても、多くのお客さまに新価実損払いで風水害損害保険金をお支払いすることが実現できました。

当社は、事故に遭われたお客さまへ1日でも早く保険金をお支払いするために、一部の事案を除き、2021年度から紙による保険金請求書の省略を実施しております。2024年度は、2023年度と比較して、お客さまへの保険金お支払い日数を3.7日ほど短縮することができました。

【保険金支払い平均日数の比較】

	2023年度	2024年度	保険金支払い 短縮日数
保険金支払い 平均日数	41.9日	38.2日	▲3.7日

※保険金支払い日数・・・事故受付日から保険金支払い日までの日数

※自転車による交通事故等は除く

方針③ 利益相反の適切な管理

当社は、お客さまのご意向に沿った保険商品をご提供するため、家財保険ガイドブックを作成し、その中に家財の簡易評価表を掲載しております。家財の簡易評価表は、お客さまが適切な保険プランを選択する際の参考としてご活用いただいております。

2024年度も、前年度に引き続き、苦情が多い代理店などリスクベースで代理店を抽出し、営業担当者が訪問の上、お客さまの利益に反した不適切な保険募集などを行わないよう、監査や研修を実施いたしました。引き続き、お客さまのご意向に沿い、お客さまの利益に反しない保険募集の体制の推進に努めてまいります。

方針④ 重要な情報の分かりやすい提供

当社は、お客さまに重要な情報を分かりやすくお伝えするため、ホームページや保険契約満期のお知らせ等の記載を平易にするよう努めております。2020年7月の家財保険のリニューアルに合わせて、補償内容や重要事項説明書、普通保険約款および各種お客さま向け安心サービスの紹介を1冊にまとめた「家財保険ガイドブック」の提供を開始いたしました。お客さまへのガイドブックによる情報の提供は、2022年7月に販売を開始したテナント保険においても採用しております。今後も、多くのお客さまに分かりやすく情報を提供できるよう、取り組みを進めてまいります。

当社は、商品・サービスの内容や情報を、主に代理店を通じてお客さまへ提供しております。そのため、お客さまに重要な情報を分かりやすく提供するためには、代理店のスキルアップが不可欠と考えております。2024年度も、2021年度に採用した一般社団法人日本少額短期保険協会が提供している「e-ラーニングシステム」を引き続き活用し、募集人に受験・合格を促しました。今年度以降も、同システムの受験・合格により代理店の募集スキルを向上させ、お客さまに重要な情報を分かりやすく提供できるよう、対象募集人の合格率100%を継続させてまいります。

【e-ラーニングシステム合格率】

	2023年度	2024年度
合格率	94.6%	100%

当社は「改正障害者差別解消法」の成立、「保険会社向けの監督指針」および「障害者差別解消対応指針」の改正を受けて、2022年度に「障がい者対応規程」を新たに策定いたしました。また、障がい者の皆さまへの合理的配慮の提供と環境整備の一環として「耳マーク」の取得、電話リレーサービスの活用など、当社として対応可能な範囲で積極的な取り組みの推進を行いました。また、「障がい者対応規程」の策定と併せて、高齢者に対する保険募集ルールの見直しも行いました。

2024年度は、耳が不自由なお客さまからの保険金請求が1件ありました。お客さまへの事故の事実確認や保険金請求手続き案内は、お客さまのご意向によりSMSを活用して行いました。

今後も、様々なお客さまに重要な情報を分かりやすく提供していくために取り組んでまいります。

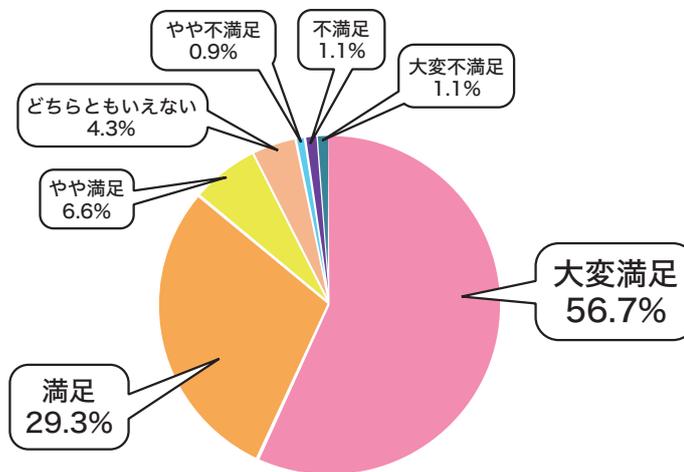
方針⑤ お客さまにふさわしいサービスの提供

当社は、保険金を請求されたお客さまへアンケートを実施しております。アンケート

の結果については、92.6%（前年度90.5%）のお客さまから「大変満足～やや満足」との評価をいただきました。一方で、3.1%（前年度3.6%）のお客さまには満足いただけていない結果となっております。

この結果を全役職員で共有し、真摯に受け止め、事故対応サービスの向上に役立ててまいります。

【保険金支払い業務に関するアンケート結果】



※アンケート実施期間は 2024 年 4 月～ 2025 年 3 月

※期間中のアンケート回答総数は 351 件（前年度 338 件）

当社は、2022 年 9 月からお客さまの声を収集しております。今後も、当社はお客さまの声を業務改善・サービス向上に活かしていくよう、取り組んでまいります。

【いただいたお客さまの声の件数】

	契約手続きに関するもの	解約手続きに関するもの	満期案内に関するもの	保険金支払いに関するもの	当社の対応に関するもの	その他
2024年度	3件	2件	3件	2件	10件	8件

【いただいたお客さまの声および改善内容】

いただいたお客さまの声	改善内容
最近 SMSを使った詐欺が多いので、SMSの文章については、もう少しわかりやすくして頂きたいです。	SMSの文章をより分かりやすく変更いたしました。また、当社HPの「よくあるご質問」に、当社からお客さまへSMSを送信することがあることおよび発信元番号を掲載いたしました。

方針⑥ 役職員に対する適切な動機づけの枠組み

当社は、お客さまからの苦情を共有・分析することにより、すべての役職員がお客さま本位の業務運営を正しく理解すると考えております。当社は、取締役会並びにコンプライアンス委員会において半期ごとに苦情を共有・分析し、経営改善に活かしております。

2024年度は、2023年度に引き続き、代表取締役が社員に向けて苦情への取り組みや障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果の共有、お客さま本位の業務運営の必要性等をYouTube動画にて3回配信いたしました。代表取締役が社員に直接語り掛けることにより、社員への適切な動機づけを推進しております。

引き続き、お客さま本位の業務運営がすべての役職員へ適切に浸透する社風作りに努めてまいります。

【苦情件数の推移】

	2022年度	2023年度	2024年度
受付件数	22件	15件	18件

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止のための基本方針

当社は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」）対策を経営上の重要課題の一つと位置づけ、以下のとおり基本方針を制定し、本基本方針に基づいた態勢の整備・維持・改善に努めてまいります。

1. マネロン・テロ資金供与防止態勢の整備

当社は、提供する商品・サービスがマネロン・テロ資金供与に利用されることを防止するため、態勢の整備と維持に努めます。

2. 経営の関与

当社の経営陣は、マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略面における重要な課題と位置づけ、この問題に主体的かつ積極的に取り組みます。

3. マネロン・テロ資金供与に係るリスクの特定、評価、低減

当社は、リスクベース・アプローチに基づき、提供する商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを検証し、マネロン・テロ資金供与リスクを特定するとともに、特定されたリスクの当社への影響度の評価を行い、その結果に基づき、リスクを低減させる適切な措置を講じます。

4. 顧客管理

当社は、関係法令等に基づいた本人確認等の手続きを実施し、顧客受入可否の判定や適切な顧客管理を行うことで、制裁対象者や反社会的勢力を含む不適切な顧客との取引関係の排除に努めます。

5. 疑わしい取引の届出

当社は、疑わしい取引を検知するために適切な取引モニタリングを実施します。疑わしい取引を検知したときは、関係監督機関への届出を行います。

6. 書類・記録等の保存、データ管理

当社は、マネロン・テロ資金供与対策に関する書類・記録等を関係法令等に基づき適切なデータ管理・保存に努めます。

7. 実効性の検証、継続的な改善

当社は、マネロン・テロ資金供与対策のための態勢について、定期的の実効性の検証および内部監査を行い、継続的な態勢の改善に努めます。

8. 役職員の研修

当社は、マネロン・テロ資金供与対策に関わる部署の役職員がその役割に応じた専門性・適合性等を有するよう、研修等を通じて知識・理解を深めることに努めます。

お客さま相談窓口

当社の商品・サービス等に関するご質問、ご意見、苦情等のお申し出につきましては、下記のお客さま相談窓口で承っております。

寄せられたご意見、苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。

- ご相談窓口 **株式会社シノケン少額短期保険 東金事務管理センター**
お客さま相談窓口
電話：0120－849－431
受付時間：24時間365日受付 自動応対

指定紛争解決機関

当社との問題を解決できない場合、お客さまの必要に応じて一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する公正・中立な立場の指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」を利用いただくことも可能です。

■少額短期ほけん相談室

電話：0120－82－1144 FAX：03－3297－0755

ご相談フォーム：<https://ws.formzu.net/dist/S23780034/>

受付時間：9：00～12：00 13：00～17：00

受付日：月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

※詳細は一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページをご確認ください。

5 財産の状況

計算書類

①貸借対照表

(単位：千円)

科 目	2023 年度末	2024 年度末	科 目	2023 年度末	2024 年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金および預貯金	201,049	262,971	保険契約準備金	98,308	109,330
現金	12	5	支払備金	6,166	5,791
預貯金	201,037	262,966	責任準備金	92,142	103,538
有形固定資産	0	0	再保険借	21,562	21,264
その他の有形固定資産	0	0	その他負債	34,726	39,807
無形固定資産	4,127	1,985	未払法人税等	7,496	11,989
ソフトウェア	4,107	1,965	未払金	5,463	2,739
その他の無形固定資産	20	20	未払費用等	5,514	6,696
代理店貸	6,270	7,297	預り金	2,562	2,429
再保険貸	10,628	11,091	仮受金	13,630	15,955
その他資産	11,646	9,019	未払代理店手数料	61	—
未収金	2,626	2,718	その他引当金	7,292	6,918
前払費用	509	509			
その他の資産	8,511	5,792	負債の部 合計	161,889	177,318
保険積立金	3,237	3,937	(純資産の部)		
貯蔵品	4,722	1,347	資本金	44,000	44,000
敷金	5	5	利益剰余金	39,831	83,045
保証金	480	480	利益準備金	500	500
仮払金	44	—	繰越利益剰余金	39,331	82,545
立替金	23	23	株主資本合計	83,831	127,045
長期貸付金	—	—			
供託金	12,000	12,000	純資産の部 合計	83,831	127,045
資産の部 合計	245,720	304,363	負債および純資産の部 合計	245,720	304,363



②損益計算書

(単位：千円)

科 目	2023 年度	2024 年度
経常収益	1,355,152	1,392,945
保険料等収入	1,355,146	1,392,450
保険料	725,400	762,802
再保険収入	629,746	629,648
回収再保険金	140,652	113,112
再保険手数料	472,678	500,637
再保険返戻金	16,416	15,900
支払備金戻入額	—	374
責任準備金戻入額	—	—
資産運用収益	1	121
利息および配当金等収入	1	121
その他運用収益	—	—
その他経常収益	5	—
経常費用	1,337,108	1,341,078
保険金等支払金	844,139	848,290
保険金等	155,440	125,653
解約返戻金等	47,453	46,050
契約者配当金	—	—
再保険料	641,246	676,587
責任準備金等繰入額	26,085	11,396
支払備金繰入額	1,687	—
責任準備金繰入額	24,398	11,396
資産運用費用	—	—
事業費	466,884	481,392
営業費および一般管理費	462,062	479,025
税金	2,052	225
減価償却費	2,770	2,142
退職給付引当金繰入額	—	—
その他経常費用	—	—
経常利益又は経常損失 (△)	18,044	51,867
特別利益	10,156	8,815
特別損失	131	1,451
契約者配当準備金繰入額	—	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	28,069	59,231
法人税および住民税	8,306	16,017
法人税等調整額	—	—
法人税等合計	8,306	16,017
当期純利益又は当期純損失 (△)	19,762	43,213

* 正味収入保険料の内訳は以下の通りです。

収入保険料	762,802 千円
再保険返戻金	15,900 千円
支払再保険料	676,587 千円
解約返戻金	46,050 千円
差引	56,064 千円

* 正味支払保険金は、12,541 千円です。

* 1 株当たりの当期純利益は、43,213 円 39 銭です。

③キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	2023 年度	2024 年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 (△は損失)	28,068	59,231
減価償却費	2,770	2,142
保険業法第 113 条繰延資産償却費	—	—
支払備金の増加額 (△は減少)	1,687	△374
責任準備金の増加額 (△は減少)	24,398	11,396
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	—	—
その他引当金 (△は減少)	1,916	△375
価格変動準備金の増加額 (△は減少)	—	—
利息および配当金等収入	△1	△121
代理店貸の増加額 (△は増加)	△1,503	△1,027
再保険貸の増加額 (△は増加)	1,533	△463
代理店借の増加額 (△は減少)	—	—
再保険借の増加額 (△は減少)	3,374	△298
その他	9,108	3,914
小 計	71,351	74,026
利息および配当金等の受取額	1	121
利息の支払額	—	—
その他	—	—
法人税等の支払額	△2,234	△11,525
営業活動によるキャッシュ・フロー	69,119	62,622
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	—	—
保険積立金の解約による収入	668	△700
貸付金の回収による収入	45	—
保険業法第 113 条繰延資産の取得による支出	—	—
その他	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	713	△700
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	—	—
借入金の返済による支出	—	—
株式の発行による収入	—	—
配当金の支払額	—	—
その他	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金および現金同等物に係る換算差額	—	—
現金および現金同等物の増減額 (△は減少)	69,831	61,921
現金および現金同等物期首残高	131,218	201,049
現金および現金同等物期末残高	201,049	262,971

④株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	利益 剰余金 合計		
				別途 積立金	繰越利益 剰余金			
前期末残高	44,000			500		39,331	39,831	83,831
当期変動額								
新株の発行								
剰余金の配当								
当期純利益						43,213	43,213	
株主資本以外 (純額)								
納税充当金戻入								
当期変動額合計						43,213	43,213	
当期末残高	44,000			500		82,545	82,545	127,045

【注記事項】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………定率法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

工具器具備品……………4～8年

②無形固定資産……………定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

(2) 消費税等の会計処理の会計処理については、税込処理方式によっています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額……………1,067千円

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(単位：株)

株式の種類	前年度末 株式数	当年度 増加株式数	当年度 減少株式数	当年度末 株式数
普通株式	1,000	—	—	1,000
合計	1,000	—	—	1,000

4. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

属性	会社名	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引内容(注)	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社 シノケン グループ	(被所有) 直接 100%	役員 の 兼任	—	—	—	—
親会社の子会社	株式会社 シノケン オフィス サービス	—	当社商品 の 販売	代理店 手数料	72,771	代理店 貸	523
			当社システム の 開発等	システム 開発・メン テナンス 費用	2,244	未払 費用	—
親会社の子会社	株式会社 シノケン ファシリ ティーズ	—	当社商品 の 販売	代理店 手数料	31,262	代理店 貸	224
			役員 の 兼任	—	—	—	—

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

取引条件は、市場実勢を勘案し、交渉の上決定しています。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額……………127,044円84銭

(2) 1株当たりの当期純利益……………43,213円39銭

6. その他の注記

金額単位は、千円未満を四捨五入しています。



保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

	2024 年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	137,184 千円
①純資産の部合計（社外流出予定額、評価・換算差額等および繰延資産を除く）	127,045 千円
②価格変動準備金	—
③異常危険準備金	10,139 千円
④一般貸倒引当金	—
⑤その他有価証券の評価差額（税効果控除前）（99% 又は 100%）	—
⑥土地含み損益（85% 又は 100%）	—
⑦契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	—
⑧将来利益	—
⑨税効果相当額	—
⑩負債性資本調達手段等	—
告示（第 14 号）第 2 条第 3 項第 5 号イに掲げるもの (10 (a))	—
告示（第 14 号）第 2 条第 3 項第 5 号イに掲げるもの (10 (b))	—
⑪控除項目（—）	—
(B) リスクの合計額 $\sqrt{[R1^2 + R2^2]} + R3 + R4$	11,883 千円
保険リスク相当額	7,685 千円
R1 一般保険リスク相当額	7,685 千円
R4 巨大災害リスク相当額	—
R2 資産運用リスク相当額	8,632 千円
価格変動リスク相当額	—
信用リスク相当額	2,630 千円
子会社等リスク相当額	—
再保険リスク相当額	5,891 千円
再保険回収リスク相当額	111 千円
R3 経営管理リスク相当額	326 千円
(C) ソルベンシー・マージン比率 $[(A) / \{(B) \times (1/2)\}] \times 100$	2,308.9%

※ ソルベンシー・マージン比率とは、巨大災害発生などの「通常の予測を超える危険」（上表 (B)）に対する「保険会社が保有する支払余力」（上表 (A)）の割合を示す指標として、保険業法に基づき計算されるものです。

時価情報等

① 有価証券

該当ございません。

② 金銭の信託

該当ございません。

本ディスクロージャー資料は、保険業法第 272 条の 17 において準用する保険業法第 111 条および保険業法施行規則第 211 条の 37 に基づいて作成した資料です。

株式会社シノケン少額短期保険

株式会社シノケン少額短期保険の現状 2025

2025 年 7 月

〒105-0013 東京都港区浜松町 2 丁目 3 番 1 号

TEL : 03-6870-6777 FAX : 03-6870-6778

ホームページアドレス <https://www.shinoken-ssi.com>